

第3章 具体的施策

1 地域における子育て支援の推進

少子化と三世帯世帯の減少や近隣住民との関係の希薄化などによって、家庭や地域における子育て力が低下し、子育てによる母親自身の自由な時間が減少してしまい、母親の子育ての負担、悩みが増大しています。

これを軽減・解消していくため、地域における子育てに関する相談・支援体制を整備し、保育サービスの充実、子育てへの理解を図り、子育てに関する情報や交流の場の提供を推進し、地域一体となった子育て支援に総合的に取り組んでいくことが必要となってきます。

(1) 子育て支援におけるサービスの充実

親同士の交流や情報交換、子ども同士の交流、親の不安や孤立感を相談する体制を充実させるなど、地域における子育て支援体制を整備し、子育てしやすい環境づくりを推進します。また、それに合わせて、子育て家庭のニーズに十分対応できるように、人材の確保・育成に努めます。

施策番号 事業名

- 1 育児サークルの育成・支援
- 2 子育て支援センター事業の充実
- 3 つどいの広場事業の展開
- 4 新規学童クラブ設置の推進
- 5 学童クラブ運営の充実
- 6 学童クラブ指導員の育成支援
- 7 児童健康支援一時預かり事業の充実
- 8 特定保育事業の新たな展開
- 9 幼稚園を拠点とする支援活動事業の推進
- 10 シルバー人材センター・女性連盟の育児支援サービスの充実

地域協議会での皆さんの声

「子どももお年よりもみんなが集まれる場所が欲しい」「子どもを連れて歩いていける距離に公園などの広場があれば・・・」など、みなさんが集まることのできる場所を求める声を反映していきます。

(2) 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化に合わせて、延長保育などのサービスを充実させることで親の要望に迅速に対応し、子育て家庭の負担軽減と支援を図り、安心して就労できる体制の整備を推進します。

また、人材の資質の向上と育成を図ることによって、適切なサービスの提供が充実され、それによって児童の健全な育成が促進されます。

施策番号 事業名

- 11 乳幼児保育の民間保育所での実施
- 12 保育所の整備促進
- 13 乳幼児保育を実施している認可外の民間保育所への助成の充実
- 14 乳児保育・障害児保育の充実
- 15 緊急一時保育の充実
- 16 休日保育の充実
- 17 延長保育の充実
- 18 第三者評価委員制度の導入

(3) 児童の健全育成

公共施設などを活用することで地域の子育て力を活性化させ、子どもの自主性・社会性・創造性を高め、地域の諸団体などと連携のうえ、各種イベントなどへの参加を促進し、児童の健全育成を支援します。

また、ひとり親家庭への相談・援助体制の充実を図ります。

施策番号 事業名

- 19 スポーツ少年団の育成
- 20 公共施設を利用した講座・教室の開設事業への支援
- 21 図書館活動の充実
- 22 都市公園の整備充実
- 23 児童館活動の充実
- 24 学校開放事業の推進
- 25 遊びのリーダー養成事業への支援
- 26 ひとり親家庭への相談・援助体制の充実
- 27 児童育成関係団体の活動支援
- 28 保健委員連絡協議会の育成
- 29 心配ごと相談事業
- 30 民生委員児童委員協議会女性部会子育て支援活動事業への支援
- 31 民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会事業への支援

地域協議会での皆さんの声

「徒歩圏に施設が欲しい」、「新規に建設するのではなく、児童館などの既存の施設を活用して、集いの場を設けて欲しい」、「“出前児童館”のような活動をおこなってもらえれば・・・。」の声に対応していきます。

32 遊び場の提供

(4) 子育て支援団体のネットワークづくり

子育てに関する情報の提供や子育て家庭への理解を深めるための活動を推進し、ネットワークづくりを活性化させ、地域一体となった子育て支援体制を整備します。

施策番号 事業名

- 33 子育て支援に関する相談窓口の設置などサポート体制の検討

34 子育て支援に関する支援サービスなどの情報提供

地域協議会での皆さんの声

「同じ境遇の人(子育て中の親)と話をする、話を聞いてもらう、情報交換をするなどで、地域で子育ての意識に変化が見られるようになるのでは。」との声を考慮し、地域の意識の高揚に努めます。

2 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

少子高齢化、核家族化、就労する女性の増加などによって、子育ての環境が大きく変化し、子育て上の悩みや不安を抱える母親や虐待などで、子どもへの接し方にも影響が現れています。

このため、健やかな乳幼児期を過ごせるよう、子どものみならず親の健康管理に努め、育児ストレスや不安の早期発見、母親同士の交流の場を提供し、適切な育児が行われるように保健指導の実施など、親子が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

子どもが心身ともに健全に発育し、保護者が安心して不安や悩みのない状態で育児ができるよう、個々の状況に合わせた支援体制を整備するとともに、適切な保健指導によって親子の健康保持・増進に努めます。

施策番号 事業名

- 35 妊婦健康診査の充実
- 36 マタニティ教室の充実
- 37 家庭訪問の充実
- 38 乳児健康診査の充実
- 39 乳児教室の充実
- 40 幼児健康診査の充実
- 41 定期保健相談の充実
- 42 乳幼児育児不安等対策事業の充実

地域協議会での皆さんの声

「実際に子育て期間に子育ての情報を初めて入手するのではなく、それ以前から入手できるようにすることで、余裕を持って子育てにのぞめるようになるのでは」といった声に対応できるよう検討していきます。

(2) 食育の推進

地域の子どもたちの健康状態・欠食状態などの改善には食事が大切であることを、栄養士などによる個別指導、食品安全教室などを実施・開催し啓蒙することで、食を通しての児童の健康の確保に努めます。

施策番号 事業名

- 43 健康づくり食生活推進協議会の育成
- 44 地域における食に関する学習の機会の充実

(3) 思春期保健対策の推進

思春期における妊娠中絶など、性行動に関わる問題や薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は、将来父となり母となり、さらには中高年に至るまで影響することから、思春期の子どもに対して、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

さらに、医薬品の正しい知識の普及、薬物乱用による弊害などの周知を図ります。

施策番号 事業名

- 45 エイズ等性感染症の予防に関する知識の普及・啓発
- 46 薬学講座の開催
- 47 思春期における母子保健体験学習の開催

(4) 小児医療の充実

医療費が助成されることで経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを図るとともに、緊急時にも安心して受診できる救急医療体制を整備することで、乳幼児保健の向上に努めます。

施策番号 事業名

- 48 乳幼児医療費助成の充実
- 49 未熟児医療費助成の充実
- 50 小児救急医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「輝く！健康！伊東大好き！伊東っ子（人間）！」の育成を目指す伊東市の教育方針のもと、自分や伊東に自信、愛着、責任をもち、夢やこころざしをかなえようと学ぶ、心身ともに健康で輝いている子ども（人間）、自分・伊東・日本・世界・宇宙が大好きな子ども（人間）となるよう、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を明確にし、連携・融合を深める中で、子どもを育む教育環境の整備を図ります。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

体験学習など異なる年齢や地域との交流をとおして、「生きる力」を育み、地域の特色を生かした、温かさや潤いのある学校づくりを推進します。また、学校評価の実施、適応教室・教育相談室の実施などにより、児童の健全育成を図ります。

施策番号 事業名

- 51 ゆとりのある幼児教育・学校教育の推進
- 52 地域と学校の連携による奉仕活動・体験活動推進事業の展開
- 53 国際交流事業の推進（中学生の翼事業）
- 54 青少年（団体）活動の充実
- 55 援助を必要とする家庭への支援

施策番号 事業名

- 56 体育実技研修会・心肺蘇生実技講習会の実施
- 57 スポーツエキスパート活用事業の促進
- 58 体育時間における保健・健康学習の充実
- 59 学校評議員の設置促進
- 60 教職員の能力の向上
- 61 学校施設の整備促進
- 62 幼児教育に関する情報提供の推進
- 63 幼稚園 - 小学校の連携体制の確立
- 64 未就園児のための施設活用の充実
- 65 市立幼稚園での3年保育の実施
- 66 私立幼稚園への支援

地域協議会での皆さんの声

い」「事業があるのを知っていても、どこでやっているかを知らない、
詳しい内容を知らない」

「市役所には、多くの人に子育て支援に関する事業を知ってもら
うように働きかけて欲しい」

(2) 家庭や地域の教育力の向上

家庭・学校・地域を巻き込み、課外活動や情報交換の場を提供することで、
子どもの成長の基盤となる家庭の教育力の向上を図ります。

また、子育て相談の体制を整備し、子育ての不安や悩みを軽減・解消するこ
とを図るとともに、男性の育児への参加の啓発を行うことで、家庭の教育力の
向上を推進し、サークル活動などをおして、地域全体の教育力を向上させる
ことに努めます。

施策番号 事業名

- 67 家庭教育学級の推進
- 68 子育てアドバイザー・ボランティアの育成
- 69 伊東市育英奨学金制度
- 70 各種支給貸付制度の活用啓発

皆さんの声

「専門家の意見ではなく、同じ境遇の人、実際に子育てをしている人の生の声が聞きたい」「パンフレットなどの紙媒体ではなく、子育て中の人の生の声の方が効果的ではないか」など、同じ境遇の人の意見

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、有害情報の氾濫や成長の過程での社会経験の欠如など多くの問題が生じており、青少年を健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関・学校・家庭・地域社会などが相互の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

施策番号 事業名

- 71 有害情報の排除等、社会環境の整備

4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てをするためには、居住環境・道路環境・公共施設などのユニバーサルデザイン化を念頭に置き、市民・関連業者・行政が一体となった住まいづくり・まちづくりを推進していく必要があります。

このため、安心して子育てをすることができる安全なまちづくりを推進し、高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが安心して生活ができるように、生活環境の整備に努めます。

(1) 良質な住宅と良好な居住環境の整備

「伊東市住宅マスタープラン」に基づいて、住まいづくりに関する「情報収集・提供・管理」「窓口相談」「住まい・まちづくりに関する取り組みへの普及・啓発」「住宅市場や市民ニーズ等の調査・研究」を行い、21世紀にふさわしいまちづくりを、市民・関連業者・行政が一体となった住まいづくり・まちづくりを推進します。

施策番号 事業名

- 72 伊東市住宅マスタープラン、伊東市公営住宅ストック総合活用計画

(2) 安全・安心うるおいのあるまちづくりの推進

交通弱者だけでなく、誰もが安全・安心に利用できるユニバーサルデザイン化を目指した道路環境および公共施設の整備を推進します。

施策番号 事業名

- 73 道路交通環境調査の実施
74 「あんしん歩行エリア」など道路等の整備
75 思いやりのある街路事業の推進
76 公共施設の整備充実
77 空き店舗等を利用した託児施設整備の推進
78 防犯灯の整備促進
79 静岡県グリーンバンク事業（花と緑の街並みづくり事業）の推進

5 就労と子育てとの両立の推進

就労する女性の増加や就労形態の多様化によって、子育てに対する要望も変化してきたため、就労と子育てとの両立が求められています。

このため、関連法制度の普及などに取り組むなどの職場環境の整備、男性への育児参加への啓発などを実施し、育児休業への協力など、職場における子育てへの理解が深まるよう努めます。

(1) 子育てを支援する就労環境の整備

各種組合や事業主に対して、育児休暇制度、介護休業制度、再雇用等の普及を働きかけ、事業者と就労者が協力して、勤務条件や雇用環境の整備に努めるよう意識の変革を促します。

また、個々人にあわせて職業訓練を実施するなど、再雇用の機会を創出するだけでなく雇用促進も図ります。

施策番号 事業名

- 80 育児休業制度の普及・啓発
- 81 再雇用をはじめ、雇用条件の弾力化の啓発
- 82 職場における勤務条件などの整備の啓発
- 83 男性の育児への参加の啓発

6 子どもの安全の確保

関係機関と連携し、子どもの視点から安全性を考慮した施設の整備・交通環境の改善・交通安全対策などを充実し、安心して住めるまちづくりを推進していきます。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの安全を確保するために、交通安全指導員などによる交通安全教室の開催など、効果的に交通安全意識の啓発・高揚に努めます。

施策番号 事業名

- 84 交通安全教育の推進

地域協議会での皆さんの声

「地域を巻き込んだあいさつ運動を進めていくことで、子育てを地域で盛り上げていければよいのでは」

85 交通安全指導者・団体等の育成

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪などから守るため、関係機関・団体と連携・協力し、安全なまちづくりを推進していく必要があります。

このため、安全なまちづくりを推進するため、防犯まちづくりの組織化に努めます。

施策番号 事業名

- 86 自主防犯活動促進のための情報提供
- 87 防犯意識の高揚
- 88 地域安全推進員等による防犯パトロール
- 89 防犯教室の実施
- 90 「かけこみ子ども 110 番の家（通称パンダの家）」など緊急避難場所の設置促進

7 支援を必要とする子どもや家庭への対応など

きめ細やかな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなっています。育児の負担は母親にのしかかり、育児の孤立化が進み、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。

このため、とくに支援が必要な子どもや家庭へのきめ細やかな対応を、地域全体で支えることができるように努めます。

(1) 児童虐待防止策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な保護、家族の支援・アフターケアにいたるまで、関係機関との連携により、切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ります。

施策番号 事業名

91 児童虐待防止会議による情報連携

(2) 障害児施策の充実

障害児の安全と保護者の不安・孤立感の解消に努めるとともに、健常児と障害児が同一環境で保育されるノーマライゼーション*の実施を図り、障害児の健全な成長・発達の支援を推進します。

また、心身の障害の早期発見・治療・療育、未受診者への対策などを充実させるため、専門的知識や技能を有する人材の確保をあわせて目指します。

施策番号 事業名

92 療育相談事業を充実、障害の早期発見・療育

93 乳幼児健康診査事後相談会の開催

94 乳児健康診査の充実

95 障害児への支援費支給事業

96 心身障害児通園施設（さくら保育園）の充実

97 保育所や放課後児童クラブでの障害児の受け入れ促進

*ノーマライゼーション：障害（児）者などが健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。